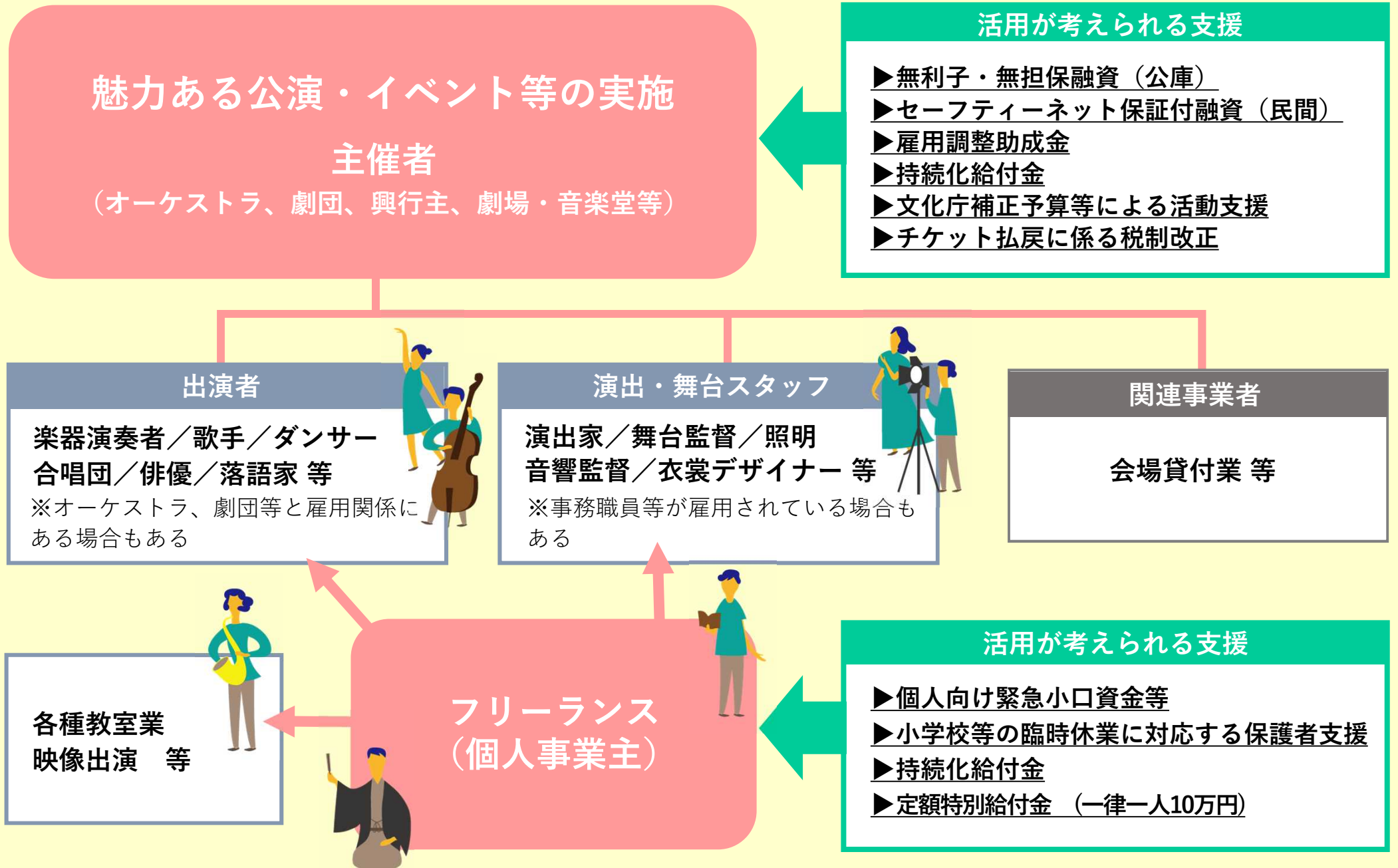


新型コロナウイルスの影響を受ける文化芸術関係者に対する支援（全体イメージ図）

令和二年度一次補正予算成立時点の支援策。



新型コロナウイルスの影響を受ける文化芸術関係者に対する支援（例）

※以下に挙げるのは一例であり、個別のニーズに応じた支援策については、文化庁HP「文化芸術関係者に対する支援情報窓口」(https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/2020020601.html) を活用し、御検討ください。

令和二年度一次補正予算成立時点の支援策。

例1 フリーランス実演家（ダンサー）Aさんの場合

- ・ 個人事業主
- ・ 複数の相手方から依頼を受け、
①公演 ②映像出演 ③アマチュア指導 など実施
⇒ イベント自粛等により収入がほぼゼロに

※フリーランスの演出・舞台スタッフ等も同様の扱い
※団体等と雇用関係にある場合でも、個人事業主として活動している者も多い

活用が考えられる支援

- ▶ 個人向け緊急小口資金、生活支援費（世帯向け）
 - ▶ 小学校等の臨時休業に対応する保護者支援
 - ▶ 持続化給付金（上限100万円）
 - ▶ 定額特別給付金（一律一人10万円）
- ※その他、地方税や電気・ガス料金の支払猶予など

例2 地域で活動する B劇団

- ・ 有限会社
- ・ 劇団員は日雇用
- ・ 事務所や稽古場あり（賃貸月数十万円）
⇒ 収入が激減する中、固定費の支出が続き
経営難に

活用が考えられる支援

- ▶ セーフティーネット保証付融資（民間金融機関）
 - ▶ 無利子・無担保融資（日本政策金融公庫）
 - ▶ 持続化給付金（上限200万円）
 - ▶ 文化庁補正予算等による活動支援（下記参照）
 - ▶ チケット払戻請求権放棄を寄附金控除とする税制改正
- ※各劇団員やスタッフ等は、上記「例1」の個人向け支援も利用可能

新型コロナウイルスの影響を受ける文化芸術関係者に対する支援（例）

令和二年度一次補正予算成立時点の支援策。

例3 全国規模で公演するCオーケストラ

- ・財団法人
- ・チケット収入が主。年予算数億円規模
- ・多数の楽団員の雇用有り

⇒収入が激減する中、固定費の支出が続き
経営難に。雇用を守る必要も。

（被雇用者は、雇用調整助成金の活用により休業中
でも給与の支払いを受けられる）

活用が考えられる支援

- ▶無利子・無担保融資（日本政策金融公庫）
- ▶雇用調整助成金
- ▶持続化給付金（上限200万円）
- ▶文化庁補正予算等による活動支援（下記参照）
- ▶チケット払戻請求権放棄を寄附金控除とする税制改正

※各楽団員やスタッフ等は、「例1」の個人向け支援も利用可能

※会場貸付業や各種教室業等についても、セーフティーネット保証付き融資や無利子・無担保融資（日本政策金融公庫）等、各種制度の活用が考えられる。

【参照】文化庁一次補正予算による活動支援

- アートキャラバンの開催
- 子供たちの文化芸術の鑑賞・体験機会の創出
- 最先端技術を活用した鑑賞機会等改善

（他省庁と連携する取組）

- ▶「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金」【経産省】
- ▶「Go To Event キャンペーン」【経産省】

※各種制度については、要件緩和等を随時実施

最新の情報、解説等について、文化庁HP「文化芸術関係者に対する支援情報窓口」において発信中です。

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/2020020601.html